

朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会の事務引継ぎ等について（案）

朝霞和光資源循環組合の設立に伴い、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会（以下「協議会」という。）が令和 2 年 9 月 30 日をもって解散となるため、その事務について、次のとおり引き継ぐものとする。

1 事務局を置いていた和光市（市民環境部 環境課所管）への引継事項

(1) 協議会発注業務等の支払事務

- ・ ごみ処理広域化基本構想等策定業務
- ・ 新組合設立に伴う例規整備業務
- ・ 新組合設立に伴う財務システム等整備業務
- ・ 新組合設立に伴う施設内ネットワーク構築業務 等

(2) 県交付金（ふるさと創造資金）の実績報告及び請求事務

(3) 広域負担金の清算事務

(1)及び(2)が終了したのち、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会規約第 9 条第 2 項の規定に基づき、実負担額について均等割で朝霞市と清算する。

(4) 決算審査に係る事務

令和 2 年度和光市一般会計予算のうちごみ処理広域化事業に係る決算審査事務

2 朝霞和光資源循環組合への引継事項

(1) 物品の譲与

協議会で調達した物品は、無償で朝霞和光資源循環組合へ譲与する。